

教員の働き方改革と新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組（中教審「学校における働き方改革特別部会」において議論）

- ① 学校が担うべき業務の効率化及び精選
- ② 教員以外の専門スタッフ・地域人材の活用
- ③ 教職員定数の改善等による学校指導体制・運営体制の効果的な強化・充実

教員勤務実態調査（平成28年度）速報値

平日（教諭のみ）	小学校	中学校
学内総勤務時間	11:15	11:32
主な業務の内訳		
授業（主担当＋補助）	4:25	3:26
授業準備	1:17	1:26
成績処理	0:33	0:38
部活動・クラブ活動	0:07	0:41
生徒指導（集団＋個別）	1:05	1:20
事務	0:17	0:19

新学習指導要領への移行

- 平成32年度から小学校の新学習指導要領の完全実施。（平成30年度から移行期間）
- 小学校の3～6学年で、それぞれ週1コマ相当の授業時数が増加。



- 小学校における専科指導の充実による持ち時間数増への対応。
- スクール・サポート・スタッフの配置促進による印刷業務などに係る教員の負担軽減。
- 部活動指導員の配置促進による部活動の指導や引率に係る教員の負担軽減。
- 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の配置。



新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築 (～平成38年度までの9ヶ年計画)

学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化している状況の中、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図る。

《義務教育費国庫負担金》

平成30年度要求額：1兆5,189億円(対前年度 ▲60億円)

- ・教職員定数の改善 +73億円 (+3,415人)
- ・基礎定数化に伴う当然増 + 8億円 (+ 385人)
- ・教職員定数の自然減 ▲65億円 (▲3,000人)
- ・教員給与の見直し + 3億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲79億円

(参考) 被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、前年同の教職員定数(1,000人)を別途要求(21億円)【復興特別会計】

※ 厳しい財政状況を勘案し、真に必要な性の高い事項に限定することにより、国民に追加的な財政負担を求めないように最大限努める。(H30要求は▲60億円の要求)

☆教職員定数の改善

3,415人<<22,755人>> << >>内はH38年度までの改善予定数

「教員の働き方改革」

3,200人<<19,700人>>

1. 学校の指導体制の充実 教員の負担軽減による教育の質の向上～持ち授業時数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実～

- ①小学校専科指導に必要な教員の充実 2,200人<<6,635人>>
- ②中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実 500人<<4,100人>>

2. 学校の運営体制の強化 校長、副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化

- ①学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員) 400人<<8,365人>>
- ②主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 100人<< 600人>>

複雑化・困難化する教育課題への対応

【再掲を含む】 715人<<7,155人>>

- ①いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 【再掲】 500人<<4,100人>>
- ②貧困等に起因する学力課題の解消 100人<< 800人>>
- ③「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備 40人<<1,330人>>
・養護教諭 ・栄養教諭等
- ④統合校・小規模校への支援 75人<< 925人>>

※上記の他、平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連の教職員定数の増減が発生する。
H30年度における内訳は以下のとおり。

- ・通級による指導 505人 ・日本語指導 58人
- ・初任者研修 63人 ・自然減等 ▲241人 計385人

■今後の教職員定数の見通し

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた**予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定**

区 分	H30～H38	うちH30
定 数 改 善 (a)	22,755	3,415
基 礎 化 関 連 当 然 増 (b)	3,476	385
自 然 減 (c)	▲ 32,200	▲ 3,000
差 し 引 き 増 減 (a + b + c)	▲ 5,969	800

☆教員給与の見直し (H31.1～)

- ①管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の支給率改善)
- ②部活動手当の支給要件の見直し(土日4時間程度に加え、土日2時間以上4時間未満の区分を新設)

平成29年3月の義務標準法改正により、これまで加配定数で措置していた通級指導や外国人児童生徒等教育の充実等のための教員の定数が客観的な基準に基づき算定されることになった(基礎定数化された)。この基礎定数化は、地方公共団体において、安定的・計画的な採用・研修・配置が行いやすくなることとなり「経済・財政再生計画」で求められている「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」に関する基盤となるものである。

平成28年度

加配定数
【6.5万人】

政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえ、毎年度の予算編成で決定

- 障害に応じた特別の指導(通級指導)
 - 外国人児童生徒等教育
 - 初任者研修体制
 - 指導方法工夫改善の一部基礎定数化
- 【1.9万人】

基礎定数
【62.7万人】

学級数等の客観的な基準に基づき算定
(算定基準は義務標準法に規定)

平成38年度

加配定数

基礎定数
【▲3.6万人(自然減)】

義務標準法の改正による
加配定数の基礎定数化

(平成29年度から10年間で段階的实施)
加配定数(6.5万人)の約3割を基礎定数化

少子化等の影響

※ 国立社会保障・人口問題研究所の推計値
(出生中位)(平成29年4月公表)を反映